

徳島市の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	とくしま植物園 緑の相談所		
指定管理者	公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社	担当課	公園緑地課
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市北佐古一番町1番10号		
施設の概要	とくしま植物園 緑の相談所	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> とくしま植物園緑の相談所条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務 緑の相談所の維持管理に関する業務 とくしま植物園緑の相談所条例の一部を改正する条例(令和元年度徳島市条例第4号)第2条による改正後のとくしま植物園緑の相談所条例第6条の利用承諾に関する業務

	項目名	令和2年度	令和3年度	項目名	令和2年度	令和3年度
利用状況に関する事	講座受講者数	616人	861人			
	講座開催回数	77回	108回			
	植物園利用者数	77,060人	63,160人			
収支状況に関する事	指定管理料	176,000千円	176,000千円	人件費	62,420千円	65,610千円
	利用料収入	0千円	0千円	管理費	115,520千円	109,410千円
	その他収入	0千円	0千円	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)※	176,000千円	176,000千円	支出実績(総額)※	177,940千円	175,020千円

※ 市内公園113か所、とくしま植物園及び緑の相談所を合わせた収支状況です。

評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント	担当課評価	
施設管理体制	(1) 法令等遵守 (2) 職員配置 (3) 職員研修 (4) 利用促進の取組み (5) 設備・備品管理 (6) 安全管理体制 (7) 緊急時の体制	都市公園法及び徳島市都市公園条例等の関係法令を遵守し、管理運営を適切に実施した。緑の相談所においては、開館時間内の相談員2名に加え、新たに企画担当の社員を配置している。緑化に関する知識・技術を普及し、緑化意識の高揚を図るため、緑化推進の拠点として適切な管理運営を実施している。また、緑の相談所条例の趣旨に基づき、とくしま植物園サポーター制度を定めており、団体や個人がサポーター登録してボランティア活動を行っている。備品は、台帳で適切に管理している。賠償責任保険に加入し、管理運営の瑕疵に備えた。	A
利用者に関する業務	(1) 利用状況 (2) 平等な利用 (3) 利用料金 (4) 接客対応 (5) 個人情報保護 (6) サービス向上の取組	ガーデニングを楽しむ、自然素材の作品を楽しむ、自然に親しむなどの各講座を開催した。講座等の申込人数が募集人数より多い場合は、抽選して平等な利用を図った。園芸等の緑に関する相談では、親切で丁寧な説明を心掛けるとともに、その場で対応できない事項については、調査のうえで相談者に報告をしている。また、要望等においては、社内共有を図るとともに、適切な対応に努めた。個人情報は、外部に漏洩がないよう厳重に管理した。サービス向上の取組においては、新たにインターネットによる講座申込み方法を行うとともに、ホームページを適宜更新し、施設利用案内や見頃の花、催し物、講座募集等の情報を提供した。	A
施設設備維持	(1) 保守点検業務 (2) 清掃等維持管理業務 (3) 修繕等維持管理	トイレを週4回清掃する等の施設の清掃、設備の保守点検を行い、相談所を快適に利用できるよう施設を管理した。	A
実施事業	(1) 企画運営事業 (2) 自主事業	緑化知識・技術の普及や啓発を目的とし、春・秋・冬の園芸教室や押し花教室、ネイチャーゲーム教室等の各講座の企画運営を実施した。講座で製作した作品を展示するとともに、緑に関する図書や松ぼっくりツリー、写真撮影フレームのイルミネーション、立体花壇を設置し、相談所利用の促進を図った。また、さくらフォトコンテストを行い、花と緑にふれあう緑化啓発を図った。自主事業については、サポーターが相談所に飾るハンギングバスケットを製作するなどの活動を行った。	A
経理状況	(1) 施設収支状況 (2) 指定管理者経営状況 (3) 経費の縮減	令和3年度は、指定管理料の決算額が黒字であった。経費の縮減については、委託業務の見直しを行うとともに、修繕の外部発注を減らし、職員で業務を実施した。また、請負業務委託を派遣業務委託に替えることにより、業務の効率化を図った。	A
評価基準	S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント	総合評価
協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われている。	A
総合評価基準	S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)